

## 特記仕様書

- 1 この特記仕様書は、舗装打換等に伴う鉛管取替業務に適用する。
- 2 受託者は、本業務が漏水防止を目的としており、道路管理者等による舗装の打換工事等に先行して鉛管を指示書で指定した給水材料に取り替える業務であることを理解し、その掘削範囲にある既設水道管等に対しても漏水防止工事を積極的に行うものとする。
- 3 既設分水栓の設置状況に不具合が有る場合は、分水栓の取替や既設のボルトナットをステンレス製（SUS304）へ交換し、防食工を行うものとする。
- 4 受託者は既設管等に漏水等の不具合が無いことを確認し、分岐口径 13 mm の鉛管を取り替える場合は既設分岐部を閉栓処理し、新たに分岐口径 20 mm で配管するものとし、既設分水栓口径 20 mm、25 mm については、既設分水栓を流用して配管するものとする。
- 5 委託者からの施行依頼後、受託者は速やかに作業員を手配し、指示書に基づく期限まで（おおよそ指示後 2～3 週間以内）に着手し、期限内に業務を完了すること。
- 6 受託者は、業務完了後に指示書毎に工事報告書類を速やかに提出すること。
- 7 受託者は、道路掘削を行う場合、関係機関（警察・消防及び道路管理者等）に提出する必要書類を速やかに整えること。
- 8 その他、委託者が必要とする書類を提出すること。
- 9 受託者は、本業務において定められた期限内で適正に施行できる体制を整えなければならない。また、委託者が増員又は増班体制を求めた場合には、速やかに整えなければならない。
- 10 受託者は、本業務について、同時期に複数の異なる履行箇所を指示する場合においても期限内で適正に施行できる体制を速やかに整えなければならない。
  - 1 1 受託者は、業務体制に変更が生じた場合は、速やかに委託者に届出し、承認を得なければならない。また、業務体制を維持するための措置を講じなければならない。
  - 1 2 受託者は、本業務の施行班毎に作業責任者を選任し現場に常駐させること。
    - （1）作業責任者は、業務における施工、安全管理等に関する一切の事項を処理するとともに、業務責任者、委託者と緊密な連絡を取り、業務の円滑、迅速な進行を図ること。
    - （2）作業責任者がやむを得ず現場から一時的に離れるときは、業務責任者及び委託者に連絡し承諾を得た上で、職務を代行するものを常駐させること。
- 1 3 国、公有又は私有の土地への立ち入りを行なうときは、あらかじめ立入区域及び期間等を調査職員に届け出なければならない。
- 1 4 業務に伴う地元関係者との調整について、受託者は調査職員の指示に従いこれにあたらなければならない。
- 1 5 現地調査に当たっては、安全対策に留意するとともに、水陸交通の妨害の原因とならないようにしなければならない。
- 1 6 業務の実施に当たっては、騒音、振動などを極力軽減するよう努めること。また、発生が予想される騒音等環境への影響の程度及び対策について検討を行い、万全を期すこと。
- 1 7 業務の実施に当たっては、調査職員と連絡を密にし、疑義が生じた場合は、速やかに指示を受けること。
- 1 8 業務の実施に当たって、必要となる資料等の貸与等については調査職員に申し出、使用後は速やかに返却すること。
- 1 9 成果物の引き渡し後、過誤、粗漏、不足及び不適當が発見された場合は、直ちに修補を行なうものとする。この場合に要する費用は、受託者の負担とする。

- 20 成果物の提出は業務完了時とするが、調査職員が中間報告を求めた場合には速やかに応じるものとする。
- 21 成果物は、1部(数)を提出するものとし、県道・国道での工事写真については2部(数)を提出するものとする。